

変革期の大学と学生、学生相談担当者の視点

—退学勧告制度と関係性の醸成—

村 上 嘉津子*

1. はじめに

ここ数年にわたり大学改革が推し進められ、学内の仕組みや制度など急激な変化に、学生も教職員もその余波を受けているように思われる。制度は様々な議論を受けて導入されるが、変わりゆくさなかには、何かと波は生じる。その中であって留意したいことは、運営上何を重視すればその制度を生かせるかとの視点である。

カリキュラム改革においては、TAや学生による授業評価、少人数教育、シラバス作成などが行われているが、特に退学勧告制度について、しばしば新聞や雑誌をにぎわせている。退学勧告制度の前提となることの多いGPA制度を、日本で一学部でも採用している大学は、2000年度では国公立の全大学中9.7%であったものが、2004年度には27.5%と、この数年、急速に普及してきている（文科省、2005、文科省高等教育局、2006より算出）。本論は退学勧告制度の是非について云々するものではない。この制度を例に、実施上の着眼点と、その有する意味について、現代の学生が置かれている状況を鑑みつつ学生相談担当者の立場から考えてみたい。

2. 退学勧告制度とは

日本で退学勧告制度が話題となったのは、1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」（以下、審議会答申と略す）において「厳格な成績評価」の例としてGPAが取り上げられてからのことである*1。審議会答申では、GPA（Grade Point Average）と呼ばれる制度*2を活用している大学の例も参考としつつ、厳格な成績評価の実施により、学生の最低限の質の確保と同時に、学生の学習意欲を刺激する仕組みを導入することも重要であると述べている。GPAは、登録科目の成績評価を点数化し、それを単位数で割った平均点をさす。GPA制度は、米国において一般的に行われている学生の成績評価方法の一種であり、GPAの最低基準に満たなかった学生が、学習生活指導を受けてなお学力不振が続いた場合に「退学勧告」を受ける。このような経緯から「退学勧告」という制度が一躍クローズアップされることとなった。

GPA制度に関して日本では、国際基督教大学や青森公立大学などがそれぞれ1953年と1993年の開学以来実施しているが、審議会答申以降この制度を取り入れる大学が急速に増えた。日本でGPA制度を採用する大学は、2000年度は全649校中63校（9.7%、国立大学で一学部でも採用して

* 京都大学カウンセリングセンター

いる大学が6校、公立大学が3校、私立大学が54校)であった(文科省, 2005; 高等教育情報センター, 2003)。その後、2004年度の国立大学独立法人化に伴う中期目標・計画の設定と、それに基づく第三者評価を意識してか、国公立ともにさらに採用する大学が増え、2004年度には全709大学中195校(27.5%、国立大学35校、公立大学17校、私立大学143校)となった(文科省, 2005; 文科省高等教育局, 2006)*³。

ところで、退学勧告が行なわれるGPAの基準値は大学によって異なり、また、退学勧告は必ずしもGPAに基づいて行なわれるものばかりではない。山梨大学工学部では独自に、GPA制度に拠らず各学期ごとに標準単位を設定して、その基準に満たない学生に退学勧告を行なう。

3. 退学勧告制度の目的

1) 厳格な成績評価と、学生の主体性

“厳格な成績評価”との言葉からは、退学勧告は学生を管理、処分する修学上の厳しい措置との印象を受ける。実際、管理的意味合いをもって厳しい対応を期待する意見が認められる。また、以前から学業成績不振を懲戒の対象として、退学と規定している大学学部もある。しかし、単に厳しい評価と管理を行なうのであれば、退学勧告という手間をかけずとも、一定期間の間に一定の単位を取得できないものは退学ないしは除籍と規定すればよいのである。審議会答申では、学生の側においても主体的に学習に取り組むことが求められると述べ、その上で厳格な成績評価の実施によって卒業生の質の確保を行うと同時に、学生の学習意欲を刺激する仕組みを導入することも重要であると述べている(傍点筆者)。厳格な成績評価の背後には、学生の主体性を引き出すことが意図されている。

審議会答申の45年前から、GPA制度を採用している国際基督教大学(2006)では、“単なる成績評価ではなく、客観的なデータに基づいて、それをきめ細かくアドバイザーと一緒に読み解きながら、自分に一番合った学びのスタイルを自分で創っていく学習支援システム”と説明している。

2) 退学勧告制度を支える各大学の構想

2001年にGPAによらない早期退学勧告制度を導入した山梨大学工学部では、退学は大学学則において懲戒のひとつとして挙げられているが、退学勧告制度については本制度導入に際し議論の末、学則を改正し、懲戒ではなく留学・休学など、自己都合に属する制度として創設した経緯があるという(伊藤, 2002)。学生の間では賛否両論、不安の声も聞かれたが、退学勧告制度導入を機に授業への出席率が上がり、学生が意欲的に授業を受けるようになって学業成績が向上したとのことである(古川, 2003)。山梨大学の退学勧告の基準は、過去の統計から、そのまま放置されれば卒業は不可能と判断される学業成績から設定されている。その最低基準の学業成績を修められず、卒業不可能であろうと判断された学生で、修学指導を行った上でなお改善を見込め

ないと専門委員会が判断した場合に退学を勧告する。即ち、退学勧告がなければ、いずれ退学となり、その後の救済措置も得られないであろう学生が対象になっている。また、退学勧告により退学するかどうかは、本人の意志による。厳格な評価、管理と言うよりはむしろ、非常に親に近い印象を受ける。工学部がこの制度導入に際し特に意識したのは「挫折からの回復」の仕組みを取り入れることであったという。退学勧告を受けて退学した者は一年以上社会に出た後で、希望すれば何年後でも再入学が可能であり、復学を前提とした制度になっている点に特徴がある。本制度は、社会人現職再教育が人生の折々で受けられる、生涯高等教育システムとして構築されることをも視野に入れて構想されたのである（Kawaijuku, 2002）。

青森公立大学では吉原（2001）によれば、GPAは、評価に厳密さを、学生の上に公平さを与えられる点が利点であるが、問題は、教育課程においてそれをどのように活用するかであり、そこで大学の特徴を示すことになるとしている。GPAが基準に満たず退学勧告によって退学した学生は、科目等履修生として在籍し、必要な条件を満たせば再入学が許可される。再入学の学生数は、わずかではあるが増えているという。そして「退学後、家業を継ごうとしたが、もう一度きちんと学びたいと思った」という学生や、親から自立しなさいといわれ、アルバイトと復学のための授業に明け暮れ、「親のありがたみ、学問の厳しさが身にしみてわかった」と語った学生の例を挙げ、“自分の存在基盤を問われ、自らの足で歩くために再入学したことは、これからの人生にとって大いに価値あるものとわれわれは受け止めている。GPAは、学生を切り捨てるためのものではない。それは、教育責任の試金石といえる。「自分探し」が多い中、学生の関心を引き出し、彼らを目覚めさせ、自らが進んで学ぶ姿勢を育む教育を行うこと、これが問われている”と述べている。

以上、退学勧告制度を導入した大学の状況を見ると、その目的を、成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施もさることながら、学生が自らの意志により学問と関わっていく姿勢をはぐくむことに置いていると考えられる。さらには、学生の今後の生き方までが念頭に置かれている。また、そのためには教員も学生といかに関わっていくかが問われるということであろう。青森公立大学は審議会答申が出る5年前の開学時に、山梨大学は国立大学で最初の2001年と、両校とも早期に制度を導入し国内では先駆的な役割を果たした大学である。その熱心な関わりが功を奏したのであろうが、現時点において上記大学では、退学勧告の目的として掲げた学業への動機づけとしての効果を認めている。退学勧告を受けた学生、退学に至った学生が、何を感じ考え行動し、その後どのような進路を選んだか、今後の更なる報告が待たれるところである。

4. 退学勧告に至る過程

先の例では、制度導入に際し大学としての並々ならぬ強い決意が見て取れる。学生にとって確かに一見厳しい制度ではあるが、導入する大学側にとってもまた、余程強い意志をもって取り組まなければ成り立たない制度であろう。制度を取り入れることは、教員の指導力が問われること

にもなる。審議会答申の教育方法等の改善において、“厳格な成績評価”と並び掲げられた“責任ある授業運営”において“教員の教育責任”が問われている。そこで、クラス担任や指導教員等によるアドバイザー制度（北海道大学、GPA 制度を2005年度に導入）、加えて学習支援センターの設置（淑徳大学）など、各大学では様々な学習指導上の対策が図られた。成績不振者に対しては、補習など修学や生活上における指導がなされ、次に警告が出され、それでも改善されなかった場合に初めて退学が勧告される。退学勧告に至らないように、学生に対していくつかの段階が準備されているのである。単に成績不振となったものをそのまま退学させてしまうのではなく、退学勧告の対象となりそうな学生を早期に見いだし状況に即した対応をしていくプロセスが大切と考えられる。退学勧告を実施している大学の関係者も、制度をめぐる論議の中で、また実際に退学勧告制度に取り組む中で次第に明瞭に意識されるようになってきたこととして、実は退学勧告に至るプロセスを重視していると聞く。

また、1994年度に退学勧告制度を導入した桜美林大学のように、学生に対してのみではなく保護者にも勧告が通知される例がある（Kawaijuku, 2002）。退学勧告に至る前には、学生と保護者とに対し、大学の側から普段にはない特別の働きかけがなされることになる。

5. 学生相談担当者の目から見た制度のポイント：退学勧告に至る過程の意義

1) 周囲の人々との接点

退学勧告に至る過程をみると、その対象となる学生にとって、周囲の人々と直接関わる機会を提供される制度ともなっている。周囲の人に学生が自ら相談するといった行動がとれない場合も、制度として、すなわち自動（強制）的に与えられる権利（場）として、勧告以前の段階で修学指導や警告といった学生と教員との個別の接点が設けられるからである*⁴。

学生が事態に直面する力を有していながら、漫然と退学にいたるような場合、瀬戸際状況は周囲の人々と真剣に関わるいい機会となるのではなかろうか。高校まではクラスがあり、担任がいて、自分の決まった席がある。休むことが続いたとすれば、その事実が周囲の人にすぐ把握される。そして教職員や友人とどこかで何らかの接点が生じる。しかし大学では、そのような接点がないままに過ごす学生も多い。大学入学後、どこからも何も言われず、自らの居場所が見つからないまま大学に來られなくなった学生にとっては、教員や保護者と話す場が設定されることは、関係性を作るためのひとつの契機となる*⁵。極端な場合、その学生の入学後初めて、学生と保護者、学生と教員との直接の関わりが生じるということもあり得ると考えられる。

2) 関係性の醸成 ―現実の対象との関わり―

学生に与えられた教職員や保護者との接点は、学生が「現実の対象」と関わり直すひとつの契機として作用し得ると考えられる。現実の対象には、人（自分をも含めた）に限らず、学問や進路、将来も含まれる。退学という事態は切実な問題であるだけに、退学勧告に至る過程での話し

合いは、厳しい宣告の場であると同時に真剣な関わりが生じる場ともなる。そこで初めて自らの進路を考えたり、気持ちを話したりする学生もいるだろう。従って、この接点において、教職員がどのような視点をもって臨むかにより、退学勧告制度が学生に及ぼす効果は違ってくると思われる。

学生はよく、ひとと本音で関われないという。話す友人たちもいるにはいる、適当にうまくつきあってもいるが、本当に困っていることは話せない、迷惑をかけたくない、暗いと思われたくない。深刻な話は人に嫌われるからとの理由で、誰にも話せないでいる学生は意外に多い。人との関わりで失敗したくない、親にも心配をかけたくない。結局、身近な周囲には本音で真剣に話す場がない。

また、たびたび耳にするのであるが、学生は大学に入るまで受験勉強に追われ、自分の気持ちやしたいことを考える間がなかったと言う。一方で、高校までは明確な採点基準（正解）が存在し、試験の得点を上げればよいという、非常に明瞭な目的があり、ひたすらその目的に向かって邁進すればよかった。それが楽であったという。そして、努力によって確実に目的が達成されていく手応え、充実感があったともいう。しかし今、大学生となり自ら考えて自由に選択することを求められると、何をしたいのか何をすればよいのかわからず、手応えの得られないままに、やる気を失っていったという。受験勉強に明け暮れ、自由な生活にあこがれていたはずがどうしたことかと戸惑う。そして、自由すなわち全てを自ら選べるという状況になって判断の基準がまだ自らの内にできていないこと、熱意の伴う目的を見つけれられないことに焦り、やがて疲れてしまう。これまで受験勉強以外のこととの関係を作る間がなかったのである。

人に限らず様々なものごととの間に、自分が主体となって関わる機会をあまりもてずにきた。それが、退学勧告にむけての過程にのることによって、自分の修学をどうするか、進むべき方向はどうするのかという、厳しい問題に向き合うことになる。進路を決めるのに、受験の時のような偏差値という目安もない。学生は自己の在り方を見つめなければならない。ここで、学生自らが決断するという点が重要なのであろう。こうした過程のいずれかの時点で、学生と学業ないしは、学生と周囲の誰かとの間に、新しい関係が生じることが期待される。また、それは、社会に出る前に様々な体験をする場として、大学が機能しうることでもあろう。

そこで、関係者が退学勧告を、沙汰を下すものではなく、何らかの新しい関係を作る場と捉えて対応することにより、この学生に与えられた教員や保護者との接点が、学生にとって貴重な関係性醸成の機会になりうると考えられる。

6. 学生が求めるもの

1) 手応え

これまで叱られたことがない、だから注意されると無性に腹が立つという学生がいる。しかし、一方で、厳然とした姿勢を求めているのではないかと感じさせられることがある。様々な考え方

のできる事柄に対して断固とした特定の考えを呈示された際に、嬉々として反論を述べてくるような時である。そういう考えもあるがこういう考えもある、どれも間違いではない、正解はない、何でもよいので自分の意見を述べよと言われると学生は戸惑う。たたき台となる意見、正面からぶつかれる対象を求めているのではないかとの印象を受ける。間違いを指摘されたり叱られれば腹が立つのだが、それでも、そのような自分を毅然として納得させてくれる確たるものを求めているように思われる。

大学では、これをしなさいとの明確な指示が無いために、学生は自分のしていることへの不安と、評価がないことへの物足りなさを訴えることがしばしばある。単位は取れるがこの程度の学習でいいのか、自分のしていることはこれでいいのだろうか、手応えがないと言う。叱られるのはいやだが、適切な指示と手応えとなる評価はほしい。伊藤（2002）は、山梨大学工学部で学生から聴取した意見の中で特筆すべきものとして、大学がだめなものはだめというメッセージを送ってくれたことを歓迎するというものが意外に多かったことを挙げている。そして、“緊張を欠いた日常が単調に繰り返されている。にもかかわらず誰からも、注意を喚起されることは皆無であった。そこへ、青天の霹靂のように「退学勧告」という「リーズナブル」なNGが発せられたというのが偽らざる実感のようである。…勧告され退学した学生が旅から帰ってくることを期待したい”と述べている。退学勧告制度は学業という限られた範囲ではあるが、成績評価の基準値が明示されるため、退学勧告に至るという緊張感、手応えをもちうると考えられる。

2) 大枠

特に決められたクラスも時間割もない大学では、学生自身が何らかの選択を求められる場面は多々ある。自分の裁量に委ねられる領域が広いほど、自らの負う責任は重くなる。自ら責を負うこともまた大切なことではあるものの、今の高校から大学へのように一挙に、学生の選択に委ねられる自由な領域が広がると手に余るのかもしれない。インターネットの普及によって、情報の信頼性を見極め、無限大に溢れる情報の中から自分に必要なものを選択することはきわめて難しいものとなっている。「明らめる」ことの難しい時代である。学生には、ある程度範囲の限られた中で自由な選択のできる大枠と、判断のための最低限の指標が必要であろう。退学勧告となる成績の基準値明示は、学生にとって、これ以上勉学を怠ると退学になる可能性があることを明らかにする一方で、修学上、ここまでやっておけばひとまず大丈夫という護りの枠ともなる。

3) 見守る目

大学入学までは、家族も懸命で注意を払うが、しかし入試に通ると家族にとってはそこがゴールで気が弛む。また大学生になったのだから、もう家族の手は離れたとも言える。しかし本人にとっては新たなスタートである。これまで受験のために与えられたことだけをひたすら頭に詰め込んできたものにとっては、好きなことをしろと言われても、好きなこともなければ、どうすれ

は見つけられるかもわからない。急に手を離されて困惑している。何がしたいか何が好きかといった自分の気持ちがわかるにも、時間がかかる。

また、現代のようにあらゆることが便利になると、前もって慎重に考え準備する必要はなく、多くの状況がパソコンと携帯電話によって便利に対処できてしまう。待ち合わせ場所を詳しく打ち合わせずとも、携帯電話でやりとりすれば事足りる。日常的には切羽詰る機会はあまりない。小さな不便や失敗を通して学ぶなど、少しずつ対応を練習していくという段階をふみにくい。

退学勧告制度では、基本となる明確な数値が示され、目の前に具体的な目標が与えられる。また勧告に至るとしても、指導や警告が段階的になされ、小さな体験の場が順を追って作られる。その後に退学するかどうかという大きな選択があることで、今後の進路についての心づもりを段階的にすすめていくことができる。また、一度退学しても気持ちの準備を整えば再び戻ってくることができるという、選択肢が残されている。

学生にとって誰かが見ていてくれるということ、どこかで何かに引っかかるということは大事なことである。家主とともに住う下宿屋が数少なくなり、ワンルームマンションが主流となるなど、学生と地域の人々とが接する場面（見守る目）が減った。学生街が変わってきたというが、制度は地域社会の代わりに学生を見守る、ささやかなひとつにもなろうか。制度の質は関わる者の姿勢にも依る。これから育ちゆくものとして学生を見ているということ、それが制度の基本に望まれる。インターネットの匿名の書込みなど、憶測や疑念、不安を招きやすい時代である。誰を、どの情報を信じていいのかわからない。いじめのニュースも絶えない。社会全体が、信頼でき安心感のもてる情報、拠って立つ明白な基準を必要としているように思われる。制度が一種の見守る目、安全弁としてはたらくことが期待される。

7. 時代の要請 ―社会から要請されるスタンダード―

ところで、学生が叱られてこなかったという中には、まだ世の中も充分知らない子どものうちから、物事の判断における主導権をもたされてきたという場合も少なからずあるのではなかろうか。普段は周囲の大人の反応を見つつ、直感的に見抜かれる大人の思惑に合わせることによって切り抜けている場合もあるが、しかしまだ発達途上にあり、判断基準を持たない子どもには当然、躓いたときにどうすればいいのかわからなくなることもある。実のところ大人にも判断基準に自信がなく、子どもに委ねてしまうという側面も考えられる。戦後60年を超えたとはいえ、敗戦による従来の価値観の崩壊から、私たちは未だに、文化に根ざした生活上の明確な規範を見出せていないのかもしれない。

叱り、叱られるというのも関わりのひとつである。叱るという行為は、その人の価値基準のもとになされることであり、自分の有する価値基準を明示するが故に、その責任が生じる。大人が叱っても丁寧に教え諭すことで、子どもにも納得され叱られたと感ぜないということであればよ

い。しかし、本当に叱らないということであれば、大人が自らの責任を引き受けていないことにも繋がる。相手の意志を尊重し、相手の自由に任せると言う聞こえはいいが、実は自らの責任を免れている側面がないだろうか。もし子どもを叱らないことが、大人が明確な価値基準を持ち得ず、判断が困難で責任を負えなくなっているということによるものであれば、大人が何らかの規範、基準を必要としていると考えられる。溢れる情報の中で、あらゆるものが変わり続ける社会の中では、絶えず個々の場面やひとに応じた柔軟な対応を求められる。そもそも主体性をもって生きようとする苦勞の多い時代かもしれないのである。このような安定した価値基準をもちにくい時代にあっては、個々人の判断に任せるのではなく、全体に通用する何らかのスタンダードが制度としてないことには、たちゆかない状況もあるだろう。

ここで、大学が強い決意をもって退学勧告制度を学生に明示するということは、大学として引き受ける責任を明確に示すということであり、また、退学勧告の前段階において、いくつもの過程を準備するということは、この明確な基準に対し、学生に何らかの意思表示なり試行の機会を与えるということであるかもしれない。

8. まとめ

本論は制度の是非について云々するものではない。急速に広まりつつある制度を生かすためには何に着眼してゆけばいいのかを学生相談担当者として考えてみた。

退学勧告制度に付随する意義として、まずは成績評価の基準値が学生にとっての小さな目標(手応え、護りの大柱)となることがあげられる。また退学勧告の対象となった学生にとっては、退学を勧告されるまでの過程において、学生と教員や家族など周囲の人々との間に接点が設けられること、またそれが何らかの新しい生産的な関係が生じる契機となりうる事が考えられる。

そして制度をよりよく機能させるために、関係者が退学勧告を沙汰を下すものではなく、関係性を醸成する場でもあるとの意識をどこかに持っていることが望まれる。そこでこの制度が、大学での学生の生活を見守るものとなることを期待したい。舞台は必ずしも退学勧告制度でなくてよい。退学勧告に限らず、制度という現実の中で、何に着眼し何を重視するかによって、新たな可能性が生まれることを願うものである。

注

* 1 大学審議会 1998 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1. 課題探求能力の育成 ―教育研究の質の向上―

(1) 学部教育の再構築

2) 教育方法等の改善 ―責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施―

i) 授業の設計と教員の教育責任

ii) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施

(ア) 卒業時における質の確保 (イ) 成績評価基準の明示等

(ウ) 厳格な成績評価 例えばGPAと呼ばれる制度を活用した取組を行っている大学もある。

* 2 審議会情報 参考資料

GPA制度 米国において一般的に行われている学生の成績評価方法の一種である。一般的な取扱の例は次のとおりである。学生の評価方法として、授業ごとの成績評価を5段階(ABCDF)で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均(GPA, グレード・ポイント・アベレージ)を出す。単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。3セメスター(1年半)連続して、GPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる(ただし、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる)。なお、このような取扱は、1セメスター(半年)に最低12単位、最高8単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。

* 3

表1 年度別GPA導入大学数/日本の全大学数

年度	計	国立	公立	私立
H12	63/649	6/99	3/72	54/478
H13	88/669	11/99	5/74	72/496
H14	146/686	25/99	12/75	109/512
H15	163/702	27/100	10/76	126/526
H16	195/709	35/87	17/80	143/542

(文科省H17年度学校基本調査、及び文科省高等教育局、2006の資料をもとに作成)

* 4 ただし、こうした論議は一般学生についてのことである。実は、大学は高校までとは異なり、誰の目にもとまることなくひっそりと、そこに在籍するという点において、一部の人々にとって非常に貴重な場でもある。様々な人々が学べる場として、彼らがこのような制度によって否応なく人前に引きずり出される脅威にさらされることのないよう、各段階における接点と、退学勧告後の選択は、あくまで学生の選択を尊重したものであってほしい。

* 5 ところで、大学における人々との接点は、成績評価の場をもってせずとも、他に部活動や

サークル、アルバイトなど様々な機会がある。社会に学生を送り出す大学の責任ということで、大学が学生の修学について特に注意を払った制度ではあるが、大学に何を望むか、学業にしろ課外にしろ大学での過ごし方が個々の学生の選択に任せられることには、現在も変わりがないと思われる。しかしながら、大学が困難を抱えているかもしれない学生を見いだそうとする場合、全学生を隈無く対象とする機会のごく限られる。その点において、退学勧告制度はまず最初に成績評価によって照合されるため、全学生が対象となる。これまでも定期健康診断は全部の学生に与えられる、医療関係者ないしは心理相談担当者との貴重な関わり
の機会であった。そこでの問診や質問紙の記入において、入学後の学生のフォローがなされてきたが、年に一度の機会である。全学生に与えられる機会というのは今のところ、学生定期健康診断の他には成績の評価くらいであろう。あくまで学業に限られた指標ではあり、またどのような方法に依っても、網の目から漏れるものはあるのだが、困難を抱えているかもしれない学生を見だし接点を作るために、全学生が対象となる照合の機会という点においては、成績評価は指標として利用し得るものかもしれない。

文献

安藤厚 2004 「秀」評価及びGPA制度の実施について（報告）

2006.02.02<<http://infomain.academic.hokudai.ac.jp/GPA/gpa.pdf>>

大学審議会 1998 21世紀の大学像と今後の改革方針について（平成10年10月26日 答申）

古川進 2003 退学勧告制度の導入と教育責任 高等教育情報センター（編） 成績評価の厳格化と学習支援システム 地域科学研究会

伊藤洋 2002 山梨大学工学部における修学指導について 文部科学省高等教育局学生課（編）
大学と学生、452号、20-25.

Kawaijuku Educational Information Network 2002 大学改革ing <第1回>教育サービスの
充実（一）2006.1.31 <http://www.keinet.ne.jp/keinet/doc/keinet/kaikaku/part1/part1_top.html>

国際基督教大学広報センター 2006 GPA制

2006.2.2<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/06/06060504.htm>

文部科学省 2005 平成17年度学校基本調査 調査結果の概要（高等教育機関）

2007.2.1<http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05122201/002/001/001.htm>

文部科学省高等教育局大学振興課 2006 大学における教育内容等の改革状況について

2. 授業の質を高めるための具体的な取組状況 ○厳格な成績評価（GPA制度）の導入状況

2007.2.1<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/06/06060504.htm>

西垣順子 信州大学におけるGPA制度の導入に関する研究報告

2006.2.6<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/06/06060504.htm>

淑徳大学 2006 GPA制度 2006.02.02<<http://www.ccb.shukutoku.ac.jp/office/lsc/gpa.html>>

吉原正彦 2001 FDを大学文化に織り込み「自ら学ぶ姿勢」の育成を Between,176,22-24.